平成２７年（フ）第５６６号
北海道千歳市福住２丁目10番地の１
債務者　菅原　章介
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６７号
北海道千歳市福住２丁目10番地の１
債務者　菅原　彰子
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５３号
群馬県高崎市浜尻町923番地10
債務者　樋口　　悟
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（フ）第２８号
千葉県旭市東足洗661番地２
債務者　野口　和夫
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
新潟県三条市東三条１丁目23番10―406号
債務者　石田めぐみ
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第８号
三重県多気郡明和町大字明星2343番地15
債務者　森山哲也こと　李　　丁雨
１　決定年月日時　平成27年５月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１６号
三重県松阪市笹川町582番地１
債務者　服部　　久
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第１７号
三重県松阪市笹川町582番地１
債務者　服部　政美
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第２０３号
大阪府大阪狭山市池尻北２丁目10―４　ナイティ池尻102、住民票上の住所大阪府大阪狭山市茱萸木６丁目1096番地の４
債務者　谷口　明子
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２５３号
堺市堺区旭ヶ丘南町３丁３番26号　２階、前住所堺市堺区出島町２丁７番55―204号
債務者　河合　恵美（旧姓世古）
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２７８号
堺市西区鳳南町５丁517番地32
債務者　上中　伸一
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２８１号
堺市北区百舌鳥赤畑町３丁174番地４　シャルム三国ヶ丘301号
債務者　岡野とよみ
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２３号
大阪府松原市天美南５丁目10番13―５Ｅ号
債務者　前田　智子（旧姓平野）
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３２７号
大阪府富田林市加太１丁目10番23号―102
債務者　細井　立太
１　決定年月日時　平成27年４月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９号
大分県日田市大字庄手583番地15　桂荘アパート203号
債務者　梶原　研介
１　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１０号
大分県日田市天瀬町桜竹247番地２　桜竹住宅２号
債務者　増岡　美信
１　決定年月日時　平成27年４月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月25日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１７号
新潟県糸魚川市南寺町１丁目６番10号　松尾アパート２号
債務者　本間　正敏
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２７年（フ）第２１号
新潟県糸魚川市大字須沢3188番地　市営須沢公園住宅612号
債務者　望月　　武
１　決定年月日時　平成27年５月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年６月26日まで
新潟地方裁判所高田支部